



広報

FUKAOURA

ふかうら

No.457

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

自動車税種別割の

口座振替について

県では、自動車税種別割の口座振替の申込みを受け付けています。

令和6年度分から口座振替を希望される方は、納税者本人の通帳と預金届出印を持参のうえ4月30日までに、取扱金融機関又は地域県民局県税部にお申し込みください。（すでに口座振替を申し込まれている方でも、自動車の買換えやナンバー変更により申込内容が変更となった場合は再度申込みが必要です。）

なお、令和2年4月以降振替分から、口座振替済通知書及び自動車税種別割納税証明書を送付しないこととしました。

車検更新の際は、運輸支局等において自動車税種別割の納付確認を電子的に行うことができます。そのため、自動車税種別割納税証明書 の提示が省略できます。（ただし、振替直後の車検更新には納税証明書が必要となる場合があります。）

す。）

県ホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp>

[/soshiki/soumu/zeimu/012_kouz](https://soshiki/soumu/zeimu/012_kouz)

[aindex.html](#)

□問合せ先

西北地域県民局県税部

納税管理課

TEL 0173-3412111

（内線205）

町民の資格取得を

支援します

町民の能力向上の推進及び就業環境の改善による地元定着を図ることを目的に、仕事や就職に役立つ資格または免許等の取得費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

・資格取得に要した経費（講習会等の受講料、受験料、登録料等）の支出額の合計額の2分の1相当額（1円未満端数切捨て）

・上限10万円

※過去3年度内に本補助金を受領済の方は、10万円から交付確定額を除いた額

◆対象資格等

仕事や就職に役立つ資格や免許。ただし、普通自動車免許、普通自動二輪免許、大型自動二輪免許及び原動機付き自転車免許を除く。

※該当資格等は町ホームページをご覧ください。

◆補助対象者

他の類似の補助金等（教育訓練給付金等を除く）の交付を受けていない深浦町内に住所を有する65歳未満の方

◆補助金申請時期

当該資格取得日から起算して1年以内

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係

TEL 7412122



**固定資産課税台帳の
縦覧及び閲覧を
実施します**

町では、行政の一層の透明化、固定資産税評価及び課税の一層の適正化のため、令和6年度固定資産課税台帳の縦覧及び閲覧を次の日程で行います。

自分の所有している土地・建物の評価を知る良い機会です。特に前年不動産を売買された方や、家を新築又は増築された方などは、縦覧及び閲覧するようお勧めいたします。

◆縦覧期間

4月1日（月）～

5月31日（金）まで

※土・日・祭日を除く

◆閲覧期間

4月1日（月）から1年間

◆縦覧及び閲覧時間

午前8時15分から午後5時まで

◆縦覧及び閲覧場所

税務会計課、岩崎支所

大戸瀬支所

―縦覧とは―

町に固定資産税を納めている

人、又は納めている人からの委任状持参の方が土地の所在・地番・地目・地籍・価格及び家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格を他の土地や家屋と比較して見ることができる制度です。

―閲覧とは―

町に固定資産税を納めている人、又は納めている人からの委任状持参の方が自分の土地及び家屋の評価額等を見ることができるとのことです。

―お願い―

家屋等を取り壊した場合は、必ず家屋滅失（取壊し）申告書を提出してください。家屋滅失（取壊し）申告書は税務会計課及び各支所にありますので、お気軽にご相談ください。

□問合せ先

税務会計課 固定資産係

Tel 74-2114

**あおもりマッチング
システム利用登録料
助成金のお知らせ**

深浦町では結婚を前提とした出会いを求める町民の、青森出会い

サポートセンターが運営するマッチングシステム「Ai（あい）であう」への利用登録を支援します。

◆助成の内容

あおもりマッチングシステム「Ai（あい）であう」の利用登録料の全額を助成します。

◆助成対象者

助成対象者は、次の条件をすべて満たす方を対象とします。

- (1) 18歳以上の独身者で、あおもりマッチングシステム「Ai（あい）であう」に利用登録をした者
- (2) 登録日において深浦町に住所を有する者
- (3) 町税等の滞納がないこと

□問合せ先

総合戦略課 企画調整係

Tel 74-2122

**地域の魅力向上支援
事業費補助金のお知らせ**

町内の住民グループ等による自主的な地域づくりへの取組にかかる経費の一部を補助します。町内産業の活性化や地域の発

展を目指す活動を行いたい方は、ぜひご活用ください。

◆補助対象経費

地域活性化につながる公益的な事業実施に必要な経費

※町以外からの補助金等がある場合は、その補助金等を控除して算出した額

◆補助率及び補助限度額

- ・補助対象経費の5分の4以内
- ・上限50万円

◆補助対象者

町内に住所を有する個人、団体及び個人事業者並びに法人で、自主的かつ公益的な地域づくりを行う3人以上の住民グループ等

※本補助金は、公正かつ円滑な運営を図るため、補助事業者に対し、ヒアリングを実施します。申請を検討される方は、お気軽にご相談ください。

□問合せ先

総合戦略課 企画調整係

Tel 74-2122



若者等住宅整備支援 補助金のお知らせ

深浦町への移住促進や若年世帯の定住促進を目的に、若者等世帯（新婚世帯、子育て中の世帯）や移住世帯（年齢要件なし）が、町内において行う住宅整備（新築・購入、リフォーム）費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

【新築または購入の場合】

- ・住宅の新築工事費または購入代金の25%以内
- ・上限50万円

【リフォームの場合】

- ・深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の対象となった経費（リフォーム工事費）の5%以内
- ・上限10万円

※深浦町住環境リフォーム推進事業補助金とは別に補助します。

◆若者等世帯とは

世帯の代表者またはその配偶者が45歳未満であって、次のいずれかに該当する方の世帯とします。

- (1) 婚姻後5年以内の新婚夫婦
- (2) 18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

◆補助対象者

移住世帯または若者等世帯を代表して住宅を整備した方。ただし、リフォームについては、若者等世帯と同居する方（親等）がリフォーム工事の実施者（深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の交付対象者）の場合も対象となります。

◆補助金申請の時期

以下のいずれかに該当する日から1年以内の期間で、各要件を満たす場合に申請いただけます。（事前にご相談いただくことをお勧めします）

【新築または購入の場合】

取得した住宅の所有権保存または所有権移転登記完了日

【リフォームの場合】

深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の確定通知日

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係

TEL 74-2122

民間賃貸住宅 入居者を支援します

若者等世帯（新婚夫婦、子育て者）が、民間住宅を賃貸して入居する費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

【新婚夫婦の場合】

- ・家賃から住宅手当を減額した額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）
- ・上限1万5千円

【子育て者】

- ・家賃から住宅手当を減額した額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）
- ・上限2万5千円

◆若者等世帯とは

世帯の代表者または、その配偶者が45歳未満であって、次のいずれかに該当する方の世帯

- (1) 婚姻後5年以内の新婚夫婦
- (2) 18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

◆民間賃貸住宅とは

住宅の所有者等との間で賃貸借契約を締結し居住するための

住宅。ただし、次に掲げる住宅を除く。

- (1) 公営住宅等の公的賃貸住宅
- (2) 社宅、寮等の事業主から貸与を受けた住宅
- (3) 夫婦の3親等以内の親族が所有する住宅

◆補助対象者

4月1日以降に世帯全員が賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅に入居し、住所を有していること。また、5年以上当町に居住する意思があること。

◆補助金支払方法

上期（4月～9月）及び下期（10月～3月）の2回に分けてまとめて指定口座へ振込予定

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係

TEL 74-2122



**令和6年度
個人住民税（町・県民税）
の定額減税について**

令和5年12月22日に閣議決定された税制改正大綱において、デフレ完全脱却のための措置として、令和6年度個人住民税について、定額による特別控除（定額減税）が実施されることになりました。

◆対象となる人

次の2つの条件に当てはまる人

- (1) 令和6年度個人住民税の所得割額が課税される人（非課税または均等割及び森林環境税のみ課税となる人は対象外）
- (2) 合計所得金額が1,805万円以下の人

◆定額減税の額

次の合計額を減税します。なお、合計額が所得割額を超える場合は、所得割額を限度とします。

- (1) 納税者本人 …… 1万円
- (2) 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く） …… 1人につき1万円

（納税者本人の年末調整や確定申告等で配偶者及び扶養親族の欄に記載した人で、合計所得金額が48万円以下の人。なお、配偶者特別控除は控除対象配偶者ではないため対象外）

◆定額減税の手続き

減税後の税額で課税しますので、定額減税に関する手続きは不要です。

◆定額減税の実施方法

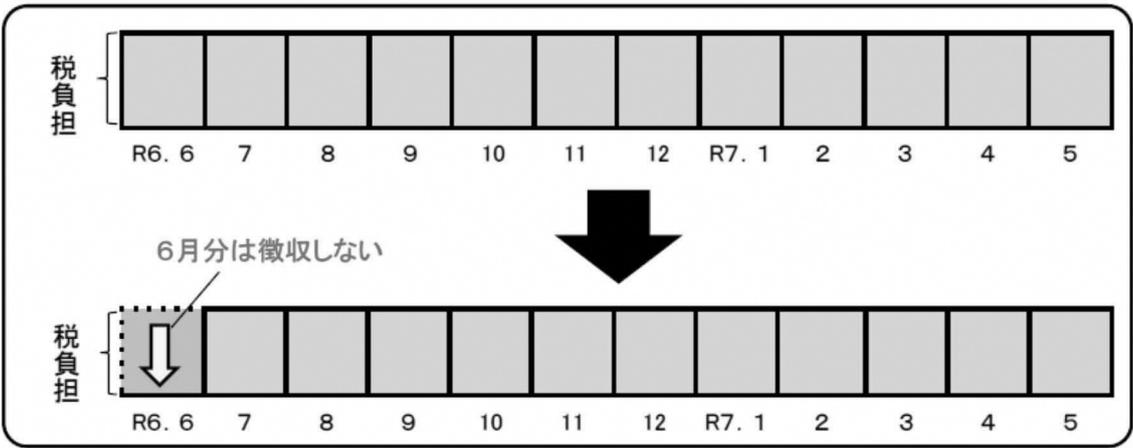
定額減税額は、給与特別徴収の人は「特別徴収税額 決定・変更通知書」、普通徴収および年金特別徴収の人は「納税通知書」の特別控除の額をご確認ください。

◆給与特別徴収（給与からの天引き）の人

定額減税後の税額を7月分から翌5月分までの11か月に分割して課税します。

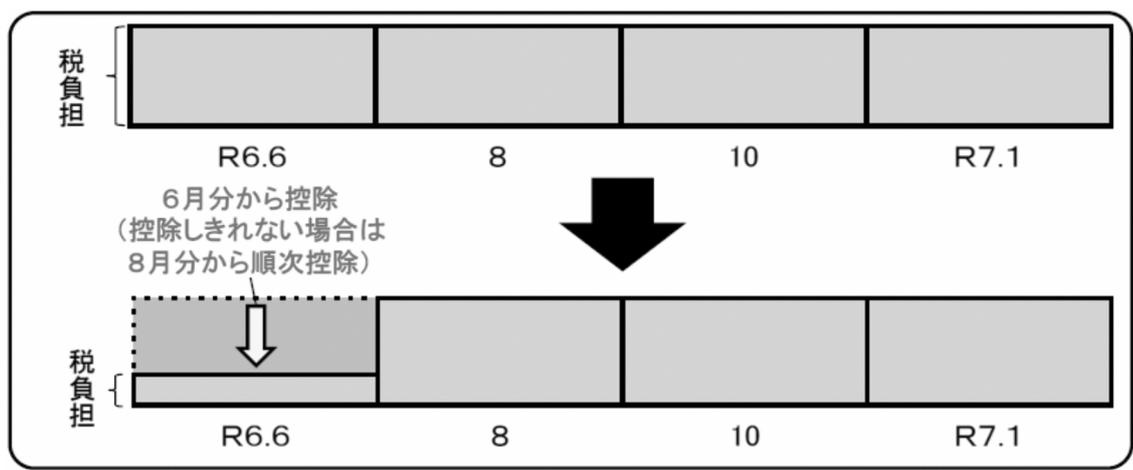
※定額減税対象外の人は、例年どおり12か月に分割し、課税します。

※均等割及び森林環境税のみ課税となる人は、6月分で課税します。



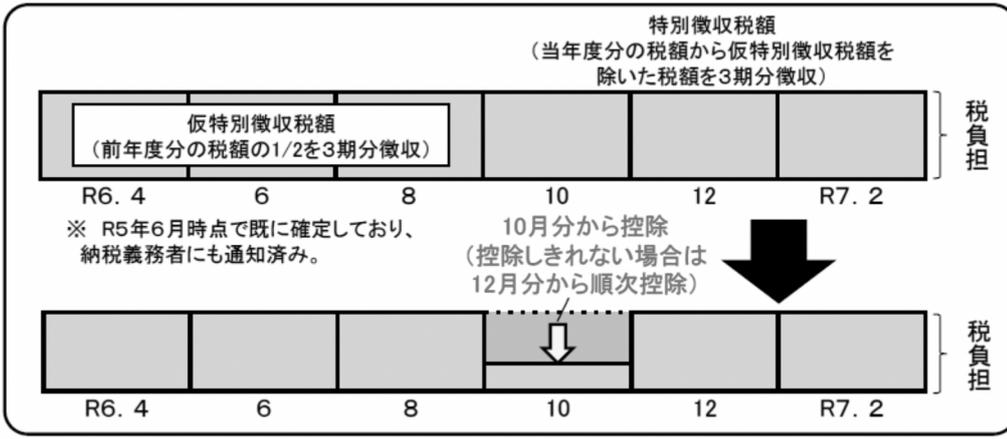
◆普通徴収（納付書や口座振替）の人

定額減税額を第1期分から減税します。



※第1期分で減税しきれない場合は、第2期分から随時減税します。

◆年金特別徴収（年金からの天引き）の人
 定額減税額を10月分から減税します。
 ※10月分から減税しきれない場合は、12月分から随時減税します。



◆調整給付について

定額減税額が減税しきれなかった場合は、調整給付金があります。

※調整給付金の対象となる人には税務会計課からお知らせします（7月上旬に通知予定）。

※個人住民税だけでなく、所得税にも同様の調整給付金があります。

◆定額減税の例

(例1)

○個人住民税 100,000円

+扶養親族1人の場合

(内訳：所得割額95,000円、均等割額4,000円、森林環境

税(国税)1,000円)

↓定額減税額20,000円が

所得割額から減税され、個人住民

税が80,000円になります。

(例2)

○個人住民税 16,500円

+控除対象配偶者+扶養親族1

人の場合

(内訳：所得割額11,500円、

均等割額4,000円、森林環境

税(国税)1,000円)

↓定額減税額30,000円が

所得割額から減税され、個人住民税が5,000円になり、減税しきれなかった分の調整給付金があります。

◆注意

定額減税は、個人住民税の所得割額から減税するため、均等割額および森林環境税(国税)の計5,000円は残ります。

以下の算定基礎となる令和6年度所得割額は、定額減税前の所得割額となります。

・ふるさと納税の特例控除額の控除限度額

・公的年金等の所得に係る仮特別

徴収税額(令和7年4月・6月・

8月徴収分)

□問合せ先

税務会計課 税務係

TEL 74-2114

看護のお仕事移動相談を
 開催しています

青森県ナースセンターでは、無料職業紹介事業として看護職の相談員が、最寄りのハローワーク

に出向いて、看護職の皆様のお仕事探しをサポートしています。お気軽にお越しください。

◆弘前就労センター(ヒロロ)

開催日 4月15日(月)・

5月20日(月)・6月17日(月)・

7月8日(月)・8月19日(月)・

9月9日(月)

時間 13時～16時まで

随時受付

◆ハローワーク五所川原

開催日 4月24日(水)・

5月22日(水)・6月26日(水)・

7月24日(水)・8月28日(水)・

9月25日(水)

時間 9時～11時30分まで

随時受付

※青森県ナースセンター(青森市)

では、月曜日から金曜日の9時～

16時まで、来所・電話・メール等

で随時、相談を受け付けています。

どうぞご利用ください。

□問合せ先

公益社団法人青森県看護協会

青森県ナースセンター

TEL 017-723-4580

FAX 017-735-3836

メール aomori@nurse-center.net

町づくりグループ ミーティング開催募集

深浦町のこれからをみんなで語り合ってみませんか。地域の活性化・住みよいくるさとづくりなど、よりよい町づくりのための意見交換を行う「町づくりグループミーティング」の開催を募集します。

◆グループの要件

町づくりに関心のある5～10名程度のグループ
例えば：スポーツチームの仲間・老人クラブ・職場の仲間 など
※グループミーティングのため新たに組織しても構いません。

◆ミーティングの方法

気軽に話せるようにフリートークとします。

◆過去のテーマ例

- (1)産直施設の活性化について
- (2)子育てしやすい町づくり
- (3)住民共同の町づくり など

◆申込方法

次の内容を総合戦略課へお知らせの上、申込みください。

○グループ名・代表者の氏名及び連絡先・参加者の氏名
○話し合いのテーマ（テーマにあつた役場担当も出席します）

○開催希望日時（基本的に平日の2時間程度）

○開催予定場所（公共施設を希望する場合は調整します）

□問合せ先

総合戦略課 企画調整係
Tel 74-2122

見え方等のお悩みに関する「サテライト相談教室」

見え方で困っている方の相談をお受けします。御本人はもちろん、保護者、学校等における担任の先生など、お気軽に御相談下さい。

◆とき

- 5月23日（木）、6月27日（木）、9月5日（木）、10月17日（木）、11月28日（木）
- 10時～12時、13時～15時

◆ところ

五所川原市中央公民館
（五所川原市一ツ谷504-1）

◆対象

乳幼児から成人の方まで

◆内容

板書が苦手、音読がうまくできない、物を斜めから見るなど目の使い方への対処、見え方に配慮した育児方法や便利グッズの紹介、学級における指導方法等
・費用は無料です。
・個人情報は一切漏らしませんので御安心ください。

□申込・問合せ先

青森県立盲学校
ロービジョン相談支援センター
※事前にお電話で「見え方の相談」と御予約下さい。
Tel 017-726-2239
月～金曜日 9時～16時
（土日祝を除く）

春の白神山地写真展の 開催について

地元の写真愛好家の方から見た白神山地・十二湖の風景等をお時間の許す限り、ごゆっくりご鑑賞ください。

◆開催期間

4月13日（土）～

5月26日（日）

※休館日：毎週月曜。月曜が祝日の場合翌日

◆時間

9時～17時

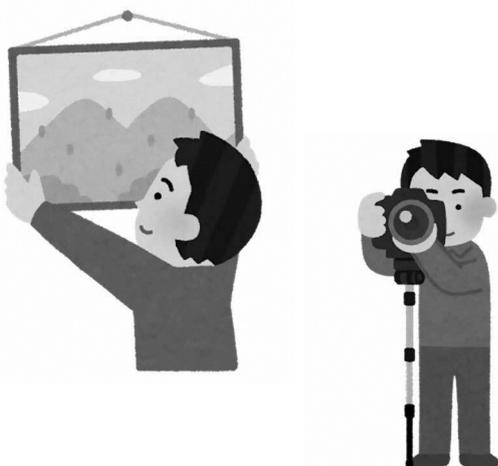
◆場所

白神十二湖エコ・ミュージアム
レクチャー室

◆入館料

□問合せ先

無料
白神十二湖エコ・ミュージアム
Tel 0173-77-3113
※対応可能日時：9時～17時



**手打ちうどん教室の
お知らせ**

香川県高等技術学校「さぬきうどん科」を卒業し、前職は青森市でうどん店を営業しておりました、深浦町地域おこし協力隊、浪岡敏勇（なみおかとしお）が講師となります。

本場香川の「手打ちうどん」を気軽に楽しく学びませんか？

◆日時

4月21日（日）
11時～14時（予定）

◆場所

深浦町公民館

◆費用 無料

◆人数 10名

※定員に達し次第締め切ります。

◆内容

- ①小麦粉と塩と水のお話
- ②うどん団子の作り方
- ③うどん打ち・茹で上げ・試食
- ④片付け・質疑応答・その他

◆持ち物

バンダナ等、エプロン、持ち帰り用タッパー

◆その他

- ①教室参加者は、イベント保険に加入します。
 - ②開催中は、講師の指示に従ってください。
 - ③初参加の方の申込みを優先します。
 - ④申込みの受付は4月15日（月）9時～とさせていただきます。
- 問合せ先
総合戦略課 地域政策係
Tel 74-2122

お詫びと訂正

3月29日発行の広報ふかうらお知らせ版の9ページ「令和6年春の火災予防運動」において、一部誤りがございました。

○「※消防車両等による秋の火災予防パレード」とありますが、正しくは「※消防車両等による春の火災予防パレード」です。

以上のように訂正し、ここに謹んでお詫び申し上げます。

広告

ハンセン病元患者のご家族へ
～対象となる方々に「補償金」を支給します～

○この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

○請求に関する情報が、請求から受給まで、請求者及びその指定する者以外に知られることが無いように配慮しています。

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。

厚生労働省 補償金担当窓口

電話番号 **03-3595-2262**

受付時間 10:00～16:00
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)



対象者	(ア) 配偶者（事実婚も含む） (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び配偶者の親・子等	補償金額 180万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母・孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい	補償金額 130万円

※ 同居など一定の要件が必要な場合があります。

請求期限は、**令和6年（2024年）11月21日まで**

ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省 🔍 検索



令和6年度予防接種のお知らせ

予防接種を受けて、大切なお子さんを様々な感染症から守るとともに、感染症の流行を防ぎましょう。

接種する際は、予診票、母子健康手帳、健康保険証を必ずご持参ください。

【 予防接種一覧 】

ワクチンの種類	対象期間	標準的な接種期間	接種回数
1歳までに接種しておきたい予防接種			
ロタウイルス感染症 (ロタリックス)	生後6週～24週	生後2ヶ月～14週6日未満 (初回接種)	2回 27日の間隔
ロタウイルス感染症 (ロタテック)	生後6週～32週		3回 27日の間隔
小児用肺炎球菌 初回	生後2か月～5歳未満	生後2～7か月未満	3回 27日以上の間隔 ※接種開始年齢により回数が異なる
BCG	1歳未満	生後5～8か月未満	1回
B型肝炎	1歳未満	生後2～9か月未満	3回 2回目：1回目から27日以上 3回目：1回目から139日以上
四種混合 I期初回	生後2～90か月未満	生後2～12か月未満	3回 20日以上の間隔 標準間隔20～56日
Hib：ヒブ 初回	生後2か月～5歳未満	生後2～7か月未満	3回 27日以上の間隔 標準間隔27～56日 ※接種開始年齢により回数が異なる
五種混合 I期初回 ※四種混合及びHibを接種していない子が対象	生後2～90か月未満	生後2～7か月未満	3回 20～56日までの間隔
1歳になったら接種する予防接種			
麻疹風疹混合I期	生後12～24か月未満		1回
小児用肺炎球菌 追加	生後2か月～5歳未満 (生後12か月以降)	初回接種後60日以上あけて 1歳以上1歳3か月未満	1回
水痘	1歳以上3歳未満	1歳以上1歳3か月未満	2回 3か月以上の間隔 標準間隔6～12か月
四種混合 I期追加	生後2～90か月未満 (I期初回接種後6か月以上)	I期初回接種後12～18か月後	1回
Hib：ヒブ 追加	生後2か月～5歳未満 (I期初回接種後7か月以上)	初回接種後7～13か月後	1回
五種混合 I期追加 ※五種混合I期初回を接種した方のみ	生後2～90か月未満 (I期初回接種後6ヶ月以上)	I期初回接種後12～18か月後	1回
3歳になったら接種する予防接種			
日本脳炎※1 I期初回	生後6～90か月未満	3歳	2回 6日以上の間隔 標準間隔6～28日

4歳になったら接種する予防接種			
日本脳炎※1 I期追加	生後6～90か月未満 (I期初回接種後6か月以上)	4歳 (I期初回接種後1年後)	1回
保育園の年長児になったら接種する予防接種			
麻疹風疹混合II期	小学校入学前の1年間(保育園の年長児)		1回
小学生で接種する予防接種			
日本脳炎※1 II期	9～13歳未満	小学4年生	1回
二種混合	11～13歳未満	小学6年生	1回
中学生で接種可能な予防接種			
HPV(サーバリックス)※2	小学6年生～高校1年生	中学1年生	3回 2回目:1回目から1ヶ月 3回目:1回目から6ヶ月
HPV(ガーダシル)※2			3回 2回目:1回目から2ヶ月 3回目:1回目から6ヶ月
HPV(シルガード)※2			2回(15歳未満) 6ヶ月以上あける 3回(15歳以上) 2回目:1回目から2ヶ月 3回目:1回目から6ヶ月

※1 日本脳炎は、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方は、特例として接種できます。対象となる方には、個別に通知を送付します。

※2 HPVは、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方は、特例として接種できます。特例者は、令和7年3月31日まで接種可能です。

指定医療機関	電話番号	曜日	時間	備考
深浦診療所	0173 82-0337	診察日は接種可能です。日時の指定はありません。*予約の際に日時を確認してください。		予約は1週間前まで
あじがさわクリニック (鰯ヶ沢町)	0173 72-5200	月～金	8:00～11:30、15:00～18:30	完全予約制 日・祝日接種不可 ※不定休
		土	8:00～11:30	
七ツ石内科 (鰯ヶ沢町)	0173 72-2879	月～水、 金、土	8:30～13:00、 14:30～18:00	事前予約必要
こどもクリニックおとも (五所川原市)	0173 39-2151	インターネット予約(予約日が接種可能日となります。) ホームページをご覧ください。 予約サイト https://www.otomo-clinic.net		予約は前日12時まで
ねもとクリニック (能代市)	0185 52-8777	月、火、 木、金	8:30～10:30、14:30～15:30	予約は1週間前まで
		水、土	9:00～10:30	
石川こどもクリニック (能代市)	0185 52-8558	月、水、金	9:00～11:00、14:30～16:30	事前問合せで、受付時間後も対応可能
		木	9:00～11:00	

☐問合せ先

健康推進課

TEL 82-0288

**子宮頸がん・乳がん個別検診を
集団検診に先駆けてスタートします**

子宮頸がん個別検診、乳がん個別検診を4月からスタートします。

五所川原市、弘前市の医療機関で受診できますので、希望される方は健康推進課へお申し込みください。

がん検診は、定期的な検査が必要です。

がんの早期発見・早期治療のために、検診を受診しましょう。

◆対象者等

検診種別	対象者	検査内容	検診費
子宮頸がん	令和6年度に20歳以上で偶数歳の方	細胞診	無料
乳がん	令和6年度に40歳代～50歳代で偶数歳の方	マンモグラフィ 2方向	
	令和6年度に60歳以上で偶数歳の方	マンモグラフィ 1方向	

※令和6年度に奇数歳で、昨年度受診していない方も対象になります。

◆受診方法

健康推進課に電話、メールまたは窓口で受診申込する。
※氏名、住所、生年月日、電話番号、希望する検診をお伝えください。



郵送により「受診券」が届きます。



希望する指定医療機関に電話で受診予約する。
※「受診券」と一緒に指定医療機関の一覧表を送ります。



予約日に「受診券」「健康保険証」等を持参して受診する。

□問合せ先

健康推進課（深浦町保健センター内（深浦診療所隣り））

TEL 82-0288

メール fukaura-health01@town.fukaura.lg.jp

**令和6年度つがる西北五広域連合病院事業
医療職員採用試験（第1回）**

◆採用試験

令和6年6月23日（日）実施 受付期間：4月15日（月）～6月3日（月）

職種	採用予定人員	受験資格
看護師・助産師	36名程度	昭和55年4月2日以降に生まれた方で左記職種の免許を有する方又は令和7年4月30日までに免許を取得する見込みのある方
診療放射線技師	3名程度	昭和60年4月2日以降に生まれた方で左記職種の免許を有する方又は令和7年4月30日までに免許を取得する見込みのある方
臨床検査技師	1名程度	

※作業療法士・言語聴覚士の職種及び第1回試験で募集人数に達しなかった職種については、令和6年10月20日（日）に第2回試験を実施します。

8月上旬に第2回採用試験の案内を当広域連合ホームページ等にて掲載予定です。

◆採用日

令和7年4月1日

※職種の免許保有者に限り、合格者本人の同意を得て、令和7年4月以前に採用することがあります。

□申込・問合せ先

つがる西北五広域連合病院運営局人事課

住 所 〒037-0074 青森県五所川原市字岩木町12番地3 つがる総合病院3階

TEL 0173-26-6363（内線2327）

**令和6年度つがる西北五広域連合病院事業
医療職員採用試験（経験者枠）【毎月1日随時採用】**

◆採用試験

令和7年2月28日まで※随時受付・試験日は要相談

職種	採用予定人員	受験資格
看護師・助産師	若干名	1. 昭和55年4月2日以降に生まれた方で左記職種の免許を有する方 2. 当該職種の経験年数が概ね5年以上の方

※受付期間は、応募の状況により変更となる場合があります。

◆採用日

合格通知後の翌々月1日以降（応相談）

※詳細は、つがる西北五広域連合ホームページ (<http://www.tsgren.jp/>) をご確認ください。

□申込・問合せ先

つがる西北五広域連合病院運営局人事課

住 所 〒037-0074 青森県五所川原市字岩木町12番地3 つがる総合病院3階

TEL 0173-26-6363（内線2327）

「麻しん(はしか)」 の感染事例が報告されています！

海外渡航後の感染、また国内での感染にも注意が必要です。

感染経路

麻しんウイルスは感染力が非常に強く、空気感染等により、簡単に人から人に感染します。麻しんの免疫が不十分な人が感染すると、高い確率で発症します。

症状

高熱、全身の発しん、せき、鼻水、目の充血など

肺炎や中耳炎になることがあり、まれに、重い脳炎を発症することもあります。先進国であっても、1,000人に1人が死亡するといわれています。



症状がある場合

医療機関に電話等で麻しんの疑いがあることを伝え以降は医療機関の指示に従ってください。医療機関への移動の際は公共交通機関の利用を可能な限り避けてください。

予防

ワクチン接種が有効です。
定期接種対象者（1歳児、小学校入学前1年間の幼児）、医療・教育関係者、海外渡航を計画している方は、予防接種が済んでいるかご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、接種を延期されていた方は、規定の接種時期ではない時期に接種を行った場合についても、定期接種として取り扱われ得ますので、お住まいの市町村にご相談ください。

詳しくはこちら

麻しん 厚労省

検索

厚生労働省
麻しんについて



誰も傷つかない、未来へ。

1時間前
XXX_XXX
2人で飲んでたからとかさ、被害者を責めるのって違うんじゃない？

21分前
XXX_XXX
「男なのに被害にあったの？」とか言う人いるけど、男性が被害にあう場合だってあるんだよ。

3時間前
XXX_XXX
本人がいちばん、苦しいよね。友だちが悩んでたら「あなたは悪くない」と伝えようと思う
#ひとりで抱え込まないで

13分前
XXX_XXX
相手の同意のない性的な行為は性暴力だよ
#性的同意

#なくそう、性暴力

#悪いのは加害者

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」。相談しやすい社会を、みんなで作ろう。

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
はやくワンストップ

#8891

性犯罪被害相談電話(警察)
ハートさん

#8103

性暴力に関する
SNS相談「Cure time」



キュアタイム

年齢・性別を問わず相談できます。

若年層 性暴力

空き家が売れなくなる前に…

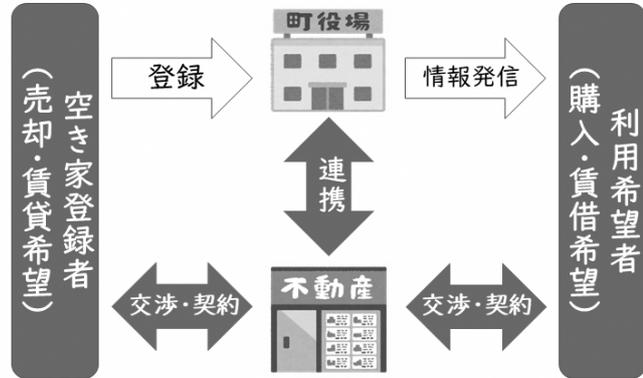
空き家バンクをご活用ください！

◎「空き家バンク」とは？

「空き家バンク」は、空き家を売却又は賃貸したい人（所有者等）と、空き家を購入又は賃借したい人をマッチングするための制度で、移住促進、定住人口の増加、地域活性化を図っています。

空き家バンクに登録した物件情報は、専用ホームページ等に掲載し、広く情報発信します。

空き家バンクイメージ図



空き家バンクに関する新しい補助制度ができました！

【空き家バンクに登録】を条件に、下記のとおり補助金・奨励金制度が新設されました。

◎空き家バンク利活用促進事業補助金

下記区分に応じて、経費を補助

(ア)リフォーム等補助金

【対象者】成約から1年以内にリフォームを行った購入者、賃借者及び所有者

【補助金額】対象経費の2分の1以内（上限30万円）

(イ)家財等処分補助金

【対象者】家財等を片付けた所有者（書面で承諾を得た賃借者、購入者含む）

【補助金額】対象経費の実費相当（上限5万円）

◎空き家バンク物件登録推進奨励金

空き家バンクに物件を登録した所有者に対して、登録物件1件につき5万円を交付

※交付は1物件に対して1回限り。

空き家の増加は、深浦町にとって大きな課題となっています
 空き家バンクへの登録は、移住・定住の促進、地域活性化にも繋がります
深浦町の課題解決にご協力ください

【お問い合わせ先】

総合戦略課

☎0173-74-2122（直通）

✉sougousenryaku@town.fukaura.lg.jp

深浦町ホームページにて、詳しい制度の紹介や、関係する補助金の紹介をしております。

